



島根県報

平成18年 3月31日 (金)
 第 1,764 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
補助金等交付規則の一部を改正する規則	(財 政 課)	3
島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則	(管 財 課)	4
島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(水 産 課)	4

告 示

島根県立島根女子短期大学学則の一部改正	(総 務 課)	5
全国自治宝くじ事務協議会規約の変更	(財 政 課)	5
島根県土地利用基本計画の一部変更	(土地資源対策課)	6
生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	6
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	7
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	7
換地処分	(")	8
島根県展示林指定要綱の廃止	(林 業 課)	8
保安林の指定の解除	(森 林 整 備 課)	8
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水 産 課)	9
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経 営 支 援 課)	9
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	10
道路の供用開始	(")	12
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	13
宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	(下 水 道 推 進 課)	14
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	(")	15
宍道湖流域下水道終末処理場における水質検査等業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱の廃止	(")	15
島根県収入証紙の売りさばきの廃止	(審 査 課)	15

訓 令

合同庁舎等運営管理規程の一部改正	(管 財 課)	15
------------------	---------	----

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 (2 件)	(環 境 生 活 総 務 課)	16
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都 市 計 画 課)	17
開発行為に関する工事の完了	(")	17
都市計画事業変更の認可	(下 水 道 推 進 課)	18

特定調達公告

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る総合評価一般競争入札の	(下 水 道 推 進 課)	18
--------------------------------------	---------------	----

落札者等		
選管規程		
政治団体の届出等及び報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程		19
人委告示		
平成18年10月採用島根県警察官(大学卒)採用試験の実施		19
正 誤		
平成13年3月16日付け島根県報第1,248号中	(道路維持課)	22
平成16年1月13日付け島根県報第1,537号中	(")	22
平成16年7月30日付け島根県報第1,594号中	(")	22
平成18年1月17日付け島根県報第1,743号中	(")	23

公布された条例等のあらまし

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第21号)

1 規則の概要

- (1) 宿泊料の甲地方の範囲を改正することとした。(第7条関係)
- (2) 島根県行政組織の改正に伴う規定の整理(第9条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

補助金等交付規則の一部を改正する規則(規則第22号)

1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金及び交付金の範囲を改正することとした。(別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則(規則第23号)

1 規則の概要

- (1) 組織改編に伴う規定の整備(第3条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第24号)

1 規則の概要

- (1) 島根県信用漁業協同組合連合会が漁業協同組合JFしまねに包括承継されることに伴う規定の整理(第7条・第9条・第12条・第13条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

規 則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第21号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「もの」は、「」の次に「東京都の特別区の存する地域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第 1 項に規定する指定都市のうち、」を加え、「に規定する甲地並びに広島市及び岡山市」を「から第 4 号までに規定する地域手当の級地」に改める。

第 9 条第 1 項第 7 号中「又は」の次に「島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第80号）による改正前の島根県行政機関等設置条例（昭和52年島根県条例第 1 号）第 2 条第 2 項の表に規定する」を加え、「が所管する区域」を「の所管区域」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第22号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 しまね子育て総合支援推進事業交付金

別表中第10号を削り、第11号を第10号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

11 知的障害者施設訓練等支援費等負担金

別表中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第21号までを 2 号ずつ繰り上げ、第22号を削り、第19号の次に次の 3 号を加える。

20 食の安全・安心確保交付金

21 強い農業づくり交付金

22 元気な地域づくり交付金

別表中第26号を第34号とし、第25号を第30号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

31 強い水産業づくり交付金

32 港整備交付金

33 漁村再生交付金

別表中第24号を第25号とし、同号の次に次の 4 号を加える。

26 県民再生の森事業費交付金

27 強い林業・木材産業づくり交付金

28 森林づくり交付金

29 道整備交付金

別表中第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

23 バイオマスの環づくり交付金

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第2号、第10号、第12号、第14号及び第22号に掲げる負担金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第11号、第20号から第23号まで、第26号、第29号及び第31号から第33号までに掲げる負担金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第23号

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

島根県庁舎等管理規則（昭和52年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「出先機関」を「地方機関」に改める。

第2条第3号中「出先機関」を「地方機関」に、「平成15年島根県規則第30号」を「平成18年島根県規則第17号」に改める。

第3条第1項の表2以上出先機関が共同使用する庁舎及びその敷地の項区分の欄中「出先機関」を「の地方機関」に改め、同項庁舎管理者の欄中「総務事務所長」を「県民センター所長」に改め、同表1の出先機関が使用する庁舎及びその敷地の項区分の欄中「出先機関」を「地方機関」に改め、同項庁舎管理者の欄中「出先機関の長」を「地方機関の長又は知事が別に指定する者」に改める。

第4条第1項及び同項の表2以上の出先機関が共同使用する庁舎にある事務室の項、第8条第2項、第9条、第13条並びに第14条中「出先機関」を「地方機関」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第24号

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年島根県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「島根県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）の本店、支店又は代理店」を「漁業協同組合」ＪＦしまね（以下「ＪＦしまね」という。）の本所、支所又は出張所に改め、同条第2項中「信漁連」を「ＪＦしまね」に改め、同条第3項中「という。）」の次に「のうち」ＪＦしまね以外の漁業協同組合」を加える。

第8条第2項中「、信漁連」を削る。

第9条第1項中「及び信漁連」を削り、同条第2項を削る。

第10条第4項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項の表中「）第65条の3」を「）第65条の6」に、「第65条の3

第 4 項」を「第65条の 6 第 4 項」に改める。

第12条第 2 項中「、信漁連」を削る。

第13条中「信漁連」を「J Fしまね」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1 日から施行する。

告 示

島根県告示第342号

島根県立短期大学条例施行規則（平成 5 年島根県規則第21号）第15条第 1 項の規定により島根県立島根女子短期大学学則が改正され、島根県立島根女子短期大学長から届出があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立島根女子短期大学学則の一部を次のように改正する。

別表の 2 の(3)の(イ)の表中

古代文学演習	4	2	
中世文学演習		2	
近世文学演習		2	
近代文学演習		2	
日本語演習		2	
コミュニケーション学演習		2	

を

古代文学演習	4	2	
中世文学演習		2	
近世文学演習		2	
近代文学演習		2	
日本語演習		2	
日本語教育演習		2	
コミュニケーション学演習		2	

に改め、同表の 2 の(3)の(ロ)の表中

日本語演習		2	
コミュニケーション学演習		2	

を

日本語演習		2	
日本語教育演習		2	
コミュニケーション学演習		2	

に改める。

附 則

この学則は、平成18年 3月 7 日から施行する。

島根県告示第343号

堺市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治

法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に堺市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「静岡市」の下に「、堺市」を加える。

附則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

島根県告示第344号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく島根県土地利用基本計画を次に掲げる区域について変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、変更後の島根県土地利用基本計画は登載を省略し、その関係書類を島根県地域振興部土地資源対策課、隠岐支庁及び各総務事務所並びに松江市役所に備え付け一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

松江市の一部

島根県告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 ウェルネス湖北	松江市富士見町3番地13	居宅介護支援事業	株式会社ウェルネス湖北 介護センター 松江	松江市黒田町454番1	平成18年3月2日
株式会社 ウェルネス湖北	松江市富士見町3番地13	訪問介護	株式会社ウェルネス湖北 介護センター 松江	松江市黒田町454番1	平成18年3月2日
有限会社 アダチ	松江市宍道町佐々布2145番地109	訪問介護	ヘルパーステーション しんじ	松江市宍道町佐々布2270番地2	平成18年3月10日
有限会社 ジャンプ	出雲市西平田町219番地	通所介護	認知症高齢者デイサービス 宇賀の杜 楽舎	出雲市奥宇賀町23番地1	平成18年3月13日
有限会社 えるだー	出雲塩冶町1298番地	居宅介護支援事業	有限会社 えるだー	出雲市塩冶町1298番地	平成18年3月20日
有限会社 コナン	松江市宍道町白石1408-7番地	認知症対応型共同生活介護	グループホーム 大森の家	松江市宍道町上来待240-4番地	平成18年3月7日

医療法人 嘉本整形外科	松江市西津田 2 丁目 2 番 2 号	通所リハビリテーション	デイケア嘉本	松江市西津田 2 丁目 2 番 2 号	平成18年 3月10日
特定非営利活動法人 しあわせサービス	松江市美保関町北浦 422 - 1	通所介護	デイホーム「しあわせ」	松江市美保関町北浦 978	平成18年 3月10日
特定非営利活動法人 しあわせサービス	松江市美保関町北浦 422 - 1	訪問介護	特定非営利活動法人 しあわせサービス ホームヘルパーステーション	松江市美保関町北浦 422 - 1	平成18年 3月10日
社会福祉法人 みずうみ	松江市西法吉町36番 1号	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム すまいる苑	松江市法吉町624 - 1	平成17年 4月 1日
特定非営利活動法人 はとぼっぼ	浜田市朝日町93番地 12	通所介護	デイサービス はとぼっぼ	浜田市朝日町93 - 12	平成18年 1月 1日
つわぶき 株式会社	鹿足郡津和野町大字 森村八15番地 2	通所介護	つわぶきデイホーム	鹿足郡津和野町町田 イ82番地	平成18年 3月22日

島根県告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 みずうみ	松江市西法吉町36番 1号	短期入所生活介護	老人短期入所施設 すまいる苑	松江市法吉町626 - 1	平成17年 4月 1日
社会福祉法人 恵寿会	出雲市神西沖町1313番地	訪問入浴介護	斐川サンホーム指定訪問入浴介護事業所	簸川郡斐川町大字学頭1360 - 1	平成17年 4月30日
特定非営利活動法人 はとぼっぼ	浜田市田町113 - 3	通所介護	デイサービス はとぼっぼ	浜田市田町113 - 3	平成17年 12月31日

島根県告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

隠岐郡海士町西福井土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

吉元 正幸 隠岐郡海士町大字福井270番地 2

- 上村 石房 隠岐郡海士町大字海士2番地1
- 大江 和彦 隠岐郡海士町大字海士208番地2
- 川本 務 隠岐郡海士町大字福井368番地2
- 川本 保洋 隠岐郡海士町大字福井235番地
- 横山 一孝 隠岐郡海士町大字海士5番地
- 中畑 博光 隠岐郡海士町大字海士165番地

監事

- 奥田 和司 隠岐郡海士町大字福井226番地
- 志賀 和徳 隠岐郡海士町大字海士198番地

2 就任年月日

平成18年2月3日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 松尾 正一 隠岐郡海士町大字海士60番地5
- 田中 公 隠岐郡海士町大字福井226番地1
- 高松 和夫 隠岐郡海士町大字海士48番地2
- 村越 栄 隠岐郡海士町大字海士6502番地1
- 上村 石房 隠岐郡海士町大字海士2番地1
- 大森 重伸 隠岐郡海士町大字海士6447番地2
- 大江 和彦 隠岐郡海士町大字海士208番地2
- 川本 博 隠岐郡海士町大字福井235番地
- 大野 栄 隠岐郡海士町大字福井411番地3
- 吉元 正幸 隠岐郡海士町大字福井270番地2
- 川本 務 隠岐郡海士町大字福井368番地2

監事

- 奥田 延広 隠岐郡海士町大字福井226番地
- 上田 佳秀 隠岐郡海士町大字海士174番地

島根県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、奥出雲町長から五反田地区における換地処分を平成18年3月7日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第349号

島根県展示林指定要綱（昭和26年島根県告示第845号）は廃止し、平成18年3月31日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第350号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
邑智郡邑南町矢上7831 - 6、7831 - 7
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第351号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第1の1の項及び2の項中「島根県信用漁業協同組合連合会」を「漁業協同組合」Fしまね」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 4月 1日から施行する。

島根県告示第352号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファミリープラザ・アピア 島根県松江市黒田町427
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
協同組合松江ショッピングセンター 代表理事 渡部 勇 島根県松江市黒田町字下の原427番地
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前） 午前10時から午後10時まで
（変更後） 午前 9時から午後11時まで
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前） 午前 9時30分から午後10時30分まで
（変更後） 午前 8時30分から午後11時30分まで
- (4) 変更の年月日

平成18年 3月17日

2 届出年月日

平成18年3月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課（島根県松江市末次町86）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第353号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	488号	益田市白岩町イ90番2地先から同町口11番4地先まで	前	A メートル 12.00～ 25.00	メートル 1,669.00	益田土木建築事務所	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 市道移管
			B	11.60～ 35.00	1,219.00		
			後	B 11.60～ 35.00	1,219.00		
"	187号	鹿足郡吉賀町立戸73番1地先から同880番5地先まで	前	11.80～ 27.60	404.00	益田土木建築事務所津和野土木事業所	道路改良工事 拡幅及び減幅
			後	6.40～ 34.20	404.00		
県 道	安来木次線	雲南市木次町寺領1897番31地先から同1897番3地先まで	前	4.00～ 11.50	196.00		災害防除工事 拡幅
			後	9.50～ 16.00	196.00		
"	"	雲南市木次町寺領1897番3地先から同1897番	前	7.00～ 13.00	24.50		災害防除工事

		31地先まで	後	15.50 ~ 33.50	24.50		拡幅
"	玉湯吾妻山線	雲南市大東町大東下分401番1地先から同172番6地先まで	前 A B	4.50 ~ 12.00 4.50 ~ 38.00	600.00 1,075.00	木次土木建築事務所	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 市道移管
			後 B	4.50 ~ 38.00	1,075.00		
"	出雲大東線	雲南市大東町大東下分510番3地先から同172番6地先まで	前 A B	4.50 ~ 33.00 13.00 ~ 38.00	882.00 793.00		ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 市道移管
			後 B	13.00 ~ 38.00	793.00		
"	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町三成1415番13地先から同485番6地先まで	前 A B	4.30 ~ 69.00 11.00 ~ 62.00	586.00 371.00		ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 町道移管
			後 B	11.00 ~ 62.00	371.00		
"	印賀横田線	仁多郡奥出雲町竹崎57番2地先から同51番7地先まで	前 A B	4.50 ~ 7.00 14.00 ~ 38.00	111.00 98.00	木次土木建築事務所仁多土木事業所	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 河川管理者へ移管
			後 B	14.00 ~ 38.00	98.00		
"	下横田出雲三成停車場線	仁多郡奥出雲町下横田1401番1地先から同1403番2地先まで	前 A B	6.50 ~ 15.70 8.50 ~ 34.00	105.00 64.00		ダブルウェイ延長減 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 一部町道移管
		仁多郡奥出雲町下横田1400番1地先から同1403番2地先まで	後 A	6.00 ~ 14.00	45.00		
		仁多郡奥出雲町下横田1401番1地先から同1403番2地先まで	後 B	8.50 ~ 34.00	64.00		
"	斐川出雲大社線	出雲市平野町300番地先から同町302番地先まで	前	11.00 ~ 13.00	190.00		市道取付工事 拡幅
			後	13.00 ~ 19.00	190.00		
"	大社立久恵線	出雲市芦渡町字一ノ坂2214番2地先から同字2213番7地先まで	前	3.00 ~ 9.00	130.00		道路改良工事
			後	9.00 ~ 27.00	130.00		拡幅

"	鱒淵寺線	出雲市口宇賀町133番地先から同町135番地先まで	前	9.80~ 16.60	106.00	出雲土木建築事務所	市道取付工事 拡幅	
			後	10.60~ 19.40	106.00			
"	遥堪今市線	出雲市矢野町165番地先から同市小山町791番地先まで	前	7.00~ 9.00	193.00	出雲土木建築事務所	市道取付工事 拡幅	
			後	8.50~ 17.00	193.00			
"	斐川上島線	簸川郡斐川町大字阿宮674番1地先から同大字835番5地先まで	前	A	5.00~ 10.00	874.00	出雲土木建築事務所	区域の一部追加 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ延伸
				B	10.00~ 40.00	460.00		
		後	A	5.00~ 10.00	874.00			
			B	7.00~ 40.00	950.00			
"	"	簸川郡斐川町大字阿宮674番1地先から同大字835番5地先まで	前	A	5.00~ 10.00	874.00	出雲土木建築事務所	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 町道移管及び換地処分
				B	7.00~ 40.00	950.00		
			後	B	7.00~ 40.00	950.00		
"	須川谷日原線	鹿足郡津和野町滝谷オノ神道下806番1地先から同字トラエキ1280番9地先まで	前	8.00~ 48.60	415.80	出雲土木建築事務所	災害防除工事 区域の一部追加	
			後	8.00~ 48.60	415.80			

島根県告示第354号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	184号	出雲市佐田町八幡原1225番8地先から同966番26地先まで	メートル 41.00	平成18年 3月31日	出雲土木建築事務所	
"	"	出雲市佐田町反辺1652番11地先から同町八幡原850番2地先まで	442.00	"		

〃	187号	鹿足郡吉賀町立戸73番1地先から同880番5地先まで	404.00	〃	益田土木建築事務所津和野土木事業所	
県道	斐川出雲大社線	出雲市平野町300番地から同町302番地まで	190.00	〃	出雲土木建築事務所	
〃	大社立久恵線	出雲市芦渡町字一ノ坂2214番2地先から同字2213番7地先まで	130.00	〃		
〃	遥堪今市線	出雲市矢野町165番地から同市小山町791番地まで	193.00	〃		
〃	鱒淵寺線	出雲市口宇賀町133番地から同町135番地まで	106.00	〃		
〃	多伎江南出雲線	出雲市今市町451番地から同市大津町字新崎1127番10地まで	303.00	〃		
〃	出雲インター線	出雲市知井宮町字浅柄1756番1地先から同字1727番2地先まで	240.00	〃		

島根県告示第355号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

上谷A、上谷B、上谷C、朝酌A、朝酌B、朝酌町上組A、朝酌町上組B、朝酌町下組A、朝酌町下組B、有A、有B、安楽寺、育英北幼稚園西A、育英北幼稚園西B、池谷、池部池北、池部池南A、池部池南B、市成A、市成B、市成C、一の谷、一ノ原A、一ノ原B、一ノ原C、一ノ原D、一ノ原E、井戸路A、井戸路B、井の奥、井原A、井原B、井原C、井原D、伊弊田、岩崎アパート、魚見塚古墳北、宇賀A、宇賀B、宇賀C、駅南、江戸山、王子坂、大井A、大井B、大井C、大井D、大井E、大井F、大井G、大井H、大井I、大井J、大内谷A、大内谷B、大内谷C、大内谷D、大草A、大草B、大界A、大界B、大界C、大角山A、大角山B、大庭、大庭来見A、大海崎A、大海崎B、大海崎C、岡の空、奥堤池西A、奥堤池西B、奥堤池西C、鏡池南B、鏡奥池西、春日A、春日B、春日C、春日D、春日E、金起A、金起B、上口、上佐陀A、上佐陀B、上佐陀C、上佐陀D、上佐陀E、上竹矢A、上竹矢B、上東川津、上東川津B、紙谷A、紙谷B、紙谷C、加茂志神社東、川津下組A、川津下組B、神田、菅田庵裏A、菅田庵裏B、木佐屋田A、木佐屋田B、木佐屋田C、木佐屋田D、客戸、切剥山、国屋A、国屋B、国屋C、国屋下A、国屋下B、国屋団地A、国屋団地B、来見B、来見C、来見D、来見E、黒田A、黒田B、黒田C、黒田D、黒田畦A、黒田畦B、黒田畦C、黒田畦E、競馬場A、競馬場B、高称寺西A、高称寺西B、古志原2丁目、小平、小平住宅、薦津A、薦津B、山居下、椎ノ木A、椎ノ木B、椎ノ木団地、芝尾A、芝尾B、芝尾C、下川津町、下組C、下組D、下佐陀、下佐陀上、下ノ原、下東川津、蛇代、城西南平台、湍東台下、湍南台、湍南台団地、常福寺西、城前、菅田A、菅田B、菅田C、菅田D、菅田池西、菅田池西A、菅田池西B、菅田池南A、菅田池南B、菅田池南C、須原堤A、須原堤B、祖子分A、祖子分B、祖子分C、祖子分D、空ノ原、空屋敷、第2

湍北台、大成、太陽団地、第四中学校、高岡、田中B、田中C、田和A、田和B、田和C、田和D、田和E、田和F、田和G、竹矢、つつじが丘、坪ノ内、坪ノ内下、手間A、手間B、土井敷A、土井敷B、堂形A、堂形B、堂形C、東光台、東光台下A、東光台下B、東光台下C、東光台西A、東光台西B、時石、とねり坂、名尾A、名尾B、名尾C、中尾A、中尾B、中組F、中曽根、仲田下池北、中竹矢A、中竹矢B、中ノ島A、中ノ島B、中ノ島C、中の坪、中の宮、中原A、中原B、中矢田A、中矢田B、中矢田C、中矢田D、中矢田E、梨廻池北A、梨廻池北B、梨廻池東A、梨廻池東B、梨廻池南、灘、南家A、南家B、南家C、南平台団地、西生馬A、西生馬B、西生馬C、西生馬D、西生馬E、西生馬F、西生馬G、西生馬神社南A、西生馬神社南B、西尾A、西尾B、西尾C、西尾D、西尾E、西尾団地、西尾団地北、西尾団地東A、西尾団地東B、西尾町西谷A、西尾町西谷B、西川津、西口、西谷C、西津田A、西津田B、西津田五丁目A、西津田五丁目B、西津田五丁目C、西ノ谷A、西ノ谷B、西ノ谷C、西の谷池南A、西の谷池南B、西の谷池南C、西の原、納佐A、納佐B、乃木忌部橋北、乃木福富A、乃木福富B、乃木福富C、乃木福富D、乃木福富E、乃木福富F、乃木福富G、乃木福富H、乃木福富I、乃木福富J、乃白、配水場東、白鳥池南、橋端、橋本、長谷池南A、長谷池南B、浜佐田A、浜佐田B、浜佐田C、浜佐田D、浜佐田町南平台、浜乃木、喰ヶ谷、林原、原A、原B、原C、原D、東生馬A、東生馬B、東生馬C、東生馬D、東生馬E、東生馬神社西、東奥谷A、東奥谷B、東薦津、東津田A、東津田B、東津田C、東津田D、比津A、比津B、比津C、比津D、比津E、比津F、比津G、比津H、比津が丘、桧山、百田A、百田B、深田A、深田B、深町A、深町B、深町C、深町D、深町E、福富A、福富B、福富C、富士見ヶ丘A、富士見ヶ丘B、富士見ヶ丘C、ニッ池北、平成A、平成B、遍照寺池南、法眼寺A、法眼寺B、法事前、法吉A、法吉B、法吉C、法吉D、法吉E、法吉F、法吉G、法吉H、法吉I、法吉J、法吉変電所南、本覚禅寺西A、本覚禅寺西B、前田、馬潟A、馬潟B、馬潟C、真米A、真米B、松ノ木A、松ノ木B、松ノ木C、松ノ木D、松ノ木E、松ノ木F、的場池、間内A、間内B、真名井の滝西、馬ノ背A、馬ノ背B、馬ノ背C、馬ノ背D、水行、南尾、南口、宮尾、宮脇、向峠A、向峠B、向峠C、向山A、向山B、目無水東、薬師寺東、八雲台、矢田A、矢田B、矢田C、矢田D、矢田E、矢田F、矢田下、矢田渡場北、柳谷、山代A、山代B、八幡A、八幡B、夢ヶ丘、楽山A、楽山B、楽山C

(2) 土石流

朝酌A、朝酌F、朝酌H、池部池谷A、一ノ原北谷A、一ノ原北谷B、一ノ原南谷、井奥谷、伊屋谷、岩汐越前北谷、岩汐越前南谷、魚見塚谷A、魚見塚谷B、うぐいす台A、内ノタワ谷、姥ヶ谷、大井C、大井G、大草A、大草B、大草C、大隅川、大谷朝酌、大谷大井、大庭B、大庭D、大海崎B、奥山下谷A、奥山下谷B、春日A、上組東川、上佐陀A、上佐陀B、上佐陀上谷A、上佐陀上谷B、上東川津、川原東川、観音谷、佐草C、下東川津、白鹿谷、竹矢A、寺尾谷、寺敷谷、中ノ谷、梨廻谷、ナメラ谷、西尾A、西川津A、西川津B、西谷川、西ノ谷東川B、西法吉A、二ノ谷西、能徳谷、乃白A、東生馬F、東生馬H、東生馬I、福富A、福富B、福富川、細田谷、保田川、保田川西、ホタ谷、法吉B、法吉C、御崎谷、水上谷A、明神谷A、明神谷B、門戸谷、矢田A、矢田B、矢田西谷、矢田東谷A、矢田東谷B、山路北谷A、山路北谷B、山路南谷、山津谷A、山津谷B、羽久和羅谷

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県松江土木建築事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第356号

宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成10年島根県告示第58号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第4条第1項第4号中「支庁長又は総務事務所長」を「県民センター所長」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

島根県告示第357号

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 条第 1 項第 6 号中「支庁長又は総務事務所長」を「県民センター所長」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 4月 1 日から施行する。

島根県告示第358号

宍道湖流域下水道終末処理場における水質検査等業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成16年島根県告示第141号）は廃止し、平成18年 4月 1 日から施行する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第359号

次の者の島根県収入証紙売りさばき人の指定を取り消したので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

取消年月日	指定番号	売りさばき場所	住所及び氏名
昭和63年 7月31日	1 の15	邑智郡川本町大字川本386番地 3	邑智郡川本町大字川本386番地 3 川本町森林組合
平成 6 年 8月31日	20	松江市島根町野波3608番地	松江市島根町野波3608番地 野波漁業協同組合
平成17年 3月31日	21	松江市玉湯町湯町1793番地	松江市玉湯町湯町1793番地 玉湯町
平成 5 年 7月31日	273	松江市八雲町日吉225番地	松江市東朝日町宮の沖133番地 4 八束郡農業協同組合
平成 5 年 7月31日	810	松江市島根町野波1136番地	松江市東朝日町宮の沖133番地 4 八束郡農業協同組合
平成 3 年 8月31日	915	安来市伯太町母里32番地	安来市伯太町母里32番地 伯太町農業協同組合

訓 令

島根県訓令第 5 号

本 庁

地方機関

合同庁舎等運営管理規程（昭和31年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第1項中「木次合同庁舎」を「雲南合同庁舎」に改め、同条第3項中「平成15年島根県規則第30号」を「平成18年島根県規則第17号」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年3月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ファミリーサポートホーム金太郎の家

3 代表者の氏名

岩井元之助

4 主たる事務所の所在地

簸川郡斐川町大字学頭1463番地10

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、福祉の増進を図る活動及び子どもの健全育成を図る活動に関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年3月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 しまね介護情報ネットワーク

3 代表者の氏名

善塔 元和

4 主たる事務所の所在地

松江市西津田八丁目 8 番10号

5 定款に記載された目的

この法人は、介護保険事業者のサービス評価を行い、介護サービスの質の向上を図るとともに介護保険利用者の事業者選択の便利をはかり、すべての人々が安心できる介護サービスの充実した社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土地区画整理組合の名称

斐川町神立土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成13年 9 月14日から平成19年 3 月31日まで

3 施行地区

簸川郡斐川町大字併川の一部

4 事務所の所在地

簸川郡斐川町大字併川1641番地 1

5 設立認可の年月日

平成13年 9 月14日

6 変更認可の年月日

平成18年 3 月31日

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域
江津市江津町1016番37 外2筆
面積 43,312.00平方メートル(1-2工区、1-3工区、1-4工区)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
江津市江津町1525番地
江津市長 田中増次

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示(平成18年3月17日中国地方整備局告示第18号)があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画事業の種類及び名称
出雲都市計画、平田都市計画、大社都市計画及び宍道都市計画下水道事業
宍道湖西部流域下水道
- 2 施行者の名称
島根県
- 3 事務所の所在地
出雲市大津町 出雲土木建築事務所
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 役務の名称及び数量
宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成18年2月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
カナツ技建工業株式会社 松江市春日町636番地
- 5 落札金額
2,662,800,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成17年12月20日

選挙管理委員会規程

政治団体の届出等及び報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第 3 号

政治団体の届出等及び報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程

政治団体の届出等及び報告書の閲覧に関する規程（昭和56年島根県選挙管理委員会規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表中「又は同事務局支局」を「又は同事務局の支局若しくは事務所」に改める。

同条第 2 項中「支局長」を「支局長又は事務所長」に改める。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

人事委員会告示

島根県人事委員会告示第 2 号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第 1 項の規定に基づき、平成18年10月採用島根県警察官（大学卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成18年 3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成18年 4月 3日（月）から同年 4月28日（金）まで

受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで（日曜日及び土曜日を除く。）。郵送による場合は、4月28日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、4月21日（金）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	29名	警察本部又は県内の警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持
女性	3名	

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

年 齢 ・ 学 歴 等
次のいずれかに該当する者 ア 昭和50年 4月 2日から昭和59年 4月 1日までに生まれた者で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が

同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成18年9月30日までに卒業する見込みの者

イ 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成18年9月30日までに卒業する見込みの者

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人(経過措置による準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第1次試験	平成18年5月14日(日) 受付時間 9時00分～9時10分	松江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	6月8日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。
	試験時間 9時30分～17時00分		島根県立大学 (浜田市野原町)	
第2次試験	7月上旬に松江市で実施する予定 (第1次試験合格通知の際に通知する。)		7月28日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。	

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容		
第1次試験	教養試験(180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験		
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。		
		<table border="1"> <tr> <td>男性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 身長 おおむね160センチメートル以上 体重 おおむね47キログラム以上 胸囲 おおむね78センチメートル以上 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 色覚 正常であること。 聴力 正常であること。 指及び関節 正常であること。 その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 </td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 身長 おおむね155センチメートル以上 体重 おおむね45キログラム以上 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 色覚 正常であること。 聴力 正常であること。 指及び関節 正常であること。 その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 </td> </tr> </table>	男性	<ul style="list-style-type: none"> 身長 おおむね160センチメートル以上 体重 おおむね47キログラム以上 胸囲 おおむね78センチメートル以上 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 色覚 正常であること。 聴力 正常であること。 指及び関節 正常であること。 その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
男性	<ul style="list-style-type: none"> 身長 おおむね160センチメートル以上 体重 おおむね47キログラム以上 胸囲 おおむね78センチメートル以上 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 色覚 正常であること。 聴力 正常であること。 指及び関節 正常であること。 その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 			
女性	<ul style="list-style-type: none"> 身長 おおむね155センチメートル以上 体重 おおむね45キログラム以上 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 色覚 正常であること。 聴力 正常であること。 指及び関節 正常であること。 その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 			
体力検査(90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査			

根県内の警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成18年4月1日現在、大学卒22歳で月額195,000円で、このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。(大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。)

なお、給与については本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

正 誤

平成13年3月16日付け島根県報第1,248号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
五	島根県告示第二 百十五号中		
四四〇・〇〇	大字八一〇番七地先	誤	
四六〇・〇〇	大字八三五番五地先		正

平成16年1月13日付け島根県報第1,537号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
7	島根県告示第21号中	大田市三瓶町志学字上坊地八344番地先	大田市三瓶町志学字上坊地境畑八250番1地先

平成16年7月30日付け島根県報第1,594号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
10	島根県告示第763号 中	大田市水上町福原字小滝751番1地先か ら同字クベ754番6地先	大田市水上町福原字クベ754番6地先か ら同所字小滝751番1地先

平成18年1月17日付け島根県報第1,743号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
4	島根県告示第38号中	浜田市三隅町三隅713番2地先から同705 番3地先	浜田市三隅町三隅705番3地先から同713 番2地先

